

居住支援メルマガにご登録いただいているみなさま
(B C C でお送りしています)

居住支援メルマガ (第 14 号) をお送りします。

このメルマガ (メールマガジン) では、各地で活躍する居住支援協議会や居住支援法人における情報の共有や、ネットワーク形成を促進することで、居住支援に関する取組の一層の活性化を目指します。

国からの研修会・予算制度のご案内や、各自治体・団体等からのお知らせ・活動状況等といった幅広い情報を配信してまいります。

皆様の取り組みやイベント開催の情報など、掲載してほしい内容などございましたら下記アドレスまでご連絡ください。

hqt-housing-support@mlit.go.jp

— 令和 2 年 10 月 22 日配信 —

国土交通省住宅局安心居住推進課
居住支援メルマガ【第 14 号】

【 目 次 】

■ セーフティネット住宅の登録数等 (令和 2 年 9 月 30 日時点) ■

■ 居住支援お役立ち情報 ■

(1) 一般社団法人家財整理相談窓口様が居住支援セミナーを開催されます !

■ 居住支援お役立ち情報 < 新型コロナウイルス感染症関係 > ■

(1) 住居確保給付金

(2) 生活福祉資金

(3) 公租公課の支払い猶予等のご案内

(4) 生活を支えるための支援のご案内

(5) 居宅生活移行緊急支援事業

■セーフティネット住宅の登録数等（令和2年9月30日時点）■

＼＼SN住宅の登録数が、約8万戸を超えました！／／

○セーフティネット住宅の登録数：81,893戸

○居住支援協議会：100協議会

○居住支援法人 指定数：350者

■居住支援お役立ち情報（1件）■

(1) 一般社団法人家財整理相談窓口様が居住支援セミナーを開催されます！

■居住支援協議会が行う民間賃貸住宅等への入居の円滑化に関する活動の一環で居住支援セミナーを開催いたします。

一般社団法人家財整理相談窓口では、住宅確保要配慮者等の居住支援を行うにあたり、

住宅の確保が必要であると考えています。

そのためにも家財を片付けないと次の入居者へ貸すことができないので、私たちの家財整理ノウハウが居住支援の一助となるのではないかという想いで取り組んでおります。また、そのことが空家の利活用になることを望んでおります。

今回は、栃木県において下記の通り開催いたしますので、栃木県のみならず、隣県の方々もぜひご参加ください。参加費は無料です

<セミナー概要>

■ 栃木県居住支援セミナー

【参加対象者】

不動産管理会社、賃貸住宅オーナー、福祉関係団体職員、自治体職員、居住支援法人等

【主催】一般社団法人家財整理相談窓口

【後援】栃木県、宇都宮市、栃木県社会福祉協議会

【日時・場所など】

日 時：令和2年11月16日（月）13：30～16：30（受付13：00～）

場 所：栃木県総合文化センター 第1会議室（栃木県宇都宮市本町1-8）

参加費：無料

定 員：先着60名（事前予約制）

当日は、新型コロナ対策（体温チェック、手指消毒、マスク着用、会場定員の半数）にて運営いたします。

【内容】

- ①「栃木県における居住支援の取組状況」
- ②「茨城県居住支援法人の取り組み事例報告」
- ③「高齢社会の動向と今後の空き室対策」
- ④「家財整理業者としての使命・役割」

【申込方法】

以下のURLから専用の申込方法をダウンロードしていただきお申込みください。

<<https://forms.gle/nHMY8cjeiLvgyoUj8>>

■ 居住支援お役立ち情報 <新型コロナウイルス感染症関係> ■

(1) 住居確保給付金

住居確保給付金は、休業等に伴う収入の減少により、住居を失うおそれが生じている方々について、一定期間、家賃相当額を自治体から家主さんに支給するものです。

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況の中では、休業等に伴う収入減少により、離職又は廃業には至っていないがこうした状況と同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている方への支援を拡大することが重要であることから、支給の対象が拡大されました。

4月30日からはハローワークへの求職申込みが不要になり、5月29日からは都道府県等が特に必要と認める場合には、住居確保給付金の支給にクレジットカードを使用する方法が認められることになりました。また、7月3日からは支給額の算定方法が変更されました。

詳細は、下記ホームページ URL よりご参照ください。

・住居確保給付金のご案内（令和2年4月30日からはさらに使いやすく）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000626236.pdf>

・制度の紹介 | 厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000073432.html>

(2) 生活福祉資金

住居確保給付金以外にも、家賃などの生活費に困窮した場合には、生活福祉資金（緊急小口資金等）の特例貸付制度などが活用可能です。

生活福祉資金貸付制度では、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を実施します。

詳細は、下記ホームページ URL よりご参照ください。

・一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

<https://www.mhlw.go.jp/content/000626608.pdf>

・制度の紹介 | 厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seika_tsu-fukushi-shikin1/index.html

(3) 公租公課の支払い猶予等のご案内

新型コロナウイルス対策に係る、公租公課の支払い猶予等について、
各省のプレス等の状況に関する情報を共有いたします。

=====

【国税・地方税】

○新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ（国税庁 HP）

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm

○新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方には猶予制度があります（国税庁 HP）

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/kansensho/pdf/0020003-044_02.pdf

○新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方に対する猶予制度の周知について（総務省 HP）

https://www.soumu.go.jp/main_content/000676865.pdf

【社会保険料】

○厚生年金保険料の猶予制度（日本年金機構 HP）

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202003/20200304.html>

○国民年金保険料の免除等制度（日本年金機構 HP）

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202003/20200312.html>

【上水道・下水道】

○新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けた方々に対する公共料金の支払猶予に関する要請
（総務省 HP）

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01zaisei06_02000237.html

【NHK 受信料】

○新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う受信料の免除の承認（総務省 HP）

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu07_02000184.html

【電気・ガス】

○新型コロナウイルス感染症の影響を受け、電気料金の支払いなど生活に不安を感じておられる皆様へ（経済産業省 HP）

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200319008/20200319008.html>

○新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の実施について（厚生労働省 HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10106.html

【固定電話・携帯電話】

○新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴う料金支払期限延長等の実施に係る要請（総務省 HP）

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban03_02000621.html

(4) 生活を支えるための支援のご案内

生活を支えるための支援について、厚生労働省のホームページにまとめられています。

詳しくは、下記ホームページ URL よりご参照ください。

・働く方のみならず、国民の皆さま全体の支援策をまとめたリーフレット（厚生労働省 HP）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000622924.pdf>

(5) 居宅生活移行緊急支援事業

生活困窮者及び生活保護受給者に対して、相談受付、住まい確保のための支援、
住まい確保後の定着のための支援について、相談者の状況に応じた一貫した支援の
取組が可能となる補助事業（居宅生活移行緊急支援事業）が盛り込まれた
令和2年度第2次補正予算が成立しました。

本事業については、都道府県等から居住支援法人への委託・補助も可能となっており、補助金の積極的な活用を求められています。

詳しくは、下記ホームページ URL よりご参照ください。

掲載 URL（厚生労働省 HP） ※資料3 参考資料3 ページ参照：

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11526.html

最後までお読みいただき、ありがとうございました。

- ◆このメールマガジンでは、今後各居住支援協議会・居住支援法人のみなさまの活動についても配信してまいりたいと考えておりますので、掲載してほしい内容などございましたら下記アドレスまでご連絡ください。

hqt-housing-support@mlit.go.jp

- ◆メールマガジンに関するご意見・ご要望、新規登録受付や配信停止はご所属・お名前を記載いただき、下記アドレスまでご連絡ください。また、配信先を変更する場合は、新しいメールアドレスをご明記の上ご連絡下さい。

hqt-housing-support@mlit.go.jp

※必ず上記アドレスからのメールを受け取れるアドレスをご登録ください。

- ◆過去に配信した居住支援メールマガジンは下記ホームページに掲載しています。

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr3_000019.html

◇関連リンク

- ★住宅セーフティネット制度について

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000055.html

- ★住宅確保要配慮者居住支援協議会について

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr3_000019.html

発行：国土交通省住宅局安心居住推進課

〒100-8918

千代田区霞が関 2-1-3 中央合同庁舎 3 号館 2 階

TEL : 03-5253-8111 (代表)

Email : hqt-housing-support@mlit.go.jp
